

(2) 性風俗関連特殊営業の届出に必要な書類一覧表

掲載ページ		51	54	59	51	57	-	-	
申請種別		店舗型性風俗特殊営業の届出	無店舗型性風俗特殊営業の届出	映像送信型性風俗特殊営業の届出	店舗型電話異性紹介営業の届出	無店舗型電話異性紹介営業の届出	営業の廃止	届出事項の変更	
必要書類									
店舗型性風俗特殊営業開始届出書		○							規則様式別記様式第17号
無店舗型性風俗特殊営業開始届出書			○						規則様式別記様式第25号
映像送信型性風俗特殊営業開始届出書				○					規則様式別記様式第31号
店舗型電話異性紹介営業開始届出書					○				規則様式別記様式第34号
無店舗型電話異性紹介営業開始届出書						○			規則様式別記様式第37号
廃止届出書							○		営業の種別により 規則様式別記様式第18号又は第26号
変更届出書								○	営業の種別により 規則様式別記様式第19号又は第27号
営業の方法									
		○							規則様式別記様式第20号
			○						規則様式別記様式第28号
				○					規則様式別記様式第32号
					○				規則様式別記様式第35号
						○			規則様式別記様式第38号
営業所の使用権原を説明する書類		○	□	○	○	○		※	登記簿謄本及び、賃貸借契約書の写し、賃貸借人の使用承諾書(性風俗営業の承諾)など
営業所の平面図		○	☆		○			※	出入り口の位置、いす及びテーブルの配置等が分かるもの
営業所周辺の略図		○	◇		○				保全対象施設との位置関係が記載されたもの
個人	住民票の写し（外国人も含む）	△	○	△	△	○		※	本籍・国籍等の記載があるもの
法 人	定款	△	○	△	△	○		※	
	登記事項証明書	△	○	△	△	○		※	
役員	住民票の写し	△	○	△	△	○		※	本籍・国籍等の記載があるもの
業務を統括管理する者に係る住民票の写し		○			○			※	本籍・国籍等の記載があるもの
交付を受けた届出確認書							○	○	

○ 紙印は、該当する場合にのみ添付する書類です。

○ △印は、既に千葉県公安委員会に、届出をしようとする性風俗特殊営業と同一の種別の届出をして営業を行っている方は、その内容に変更がない場合、省略することができる書類です。

○ □印は、営業所の本拠地となる事務所（事務所がないときは住所）及び受付所又は待機所に係る使用権限を説明する書類です。

○ ☆印は、受付所又は待機所を設ける場合、受付所又は待機所の平面図（出入口の位置、いす及びテーブルの配置等が分かるもの）も併せて必要です。

○ ◇印は、受付所を設ける場合、受付所の周囲の略図（保全対象施設との位置関係が記載されたもの）が必要です。